平成２８年（フ）第３７１号
静岡市葵区桜町２丁目８番２―803号、旧住所静岡市葵区昭府２丁目10番５―７号　D―西
債務者　望月　理恵（旧姓松久保）
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月24日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５６３号
静岡市駿河区有明町10番８号　有東団地23棟14号
債務者　渡邉ジェナリン（WATANABE　GENALYN　URAP　URAP）
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月24日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５９５号
静岡県焼津市八楠３丁目14番地の８　コーポ長島101号室
債務者　森本　和夫
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月24日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２５９号
愛知県刈谷市天王町１丁目35番地
債務者　加納多美子
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午前10時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２３１１号
横浜市鶴見区寺谷２丁目10番７号　リバーシティ五番館302号
債務者　小松　義雄
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２３３４号
横浜市緑区寺山町115番地３　中山南パーク・ホームズ501号
債務者　神納　憲一
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２３３５号
神奈川県海老名市杉久保南１丁目17番１―101号
債務者　衞藤　直美
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２３３９号
神奈川県藤沢市下土棚516番地
債務者　菅野　克彦
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２３４２号
横浜市栄区飯島町1656番地24
債務者　井上菜緒美
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第２２７号
福岡市南区折立町５番18号　第２よし川ビル206号、前住所佐賀市若楠１丁目２番１号　グリーンパークシティA202
破産者　菅　　隆久
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８１２号
福岡県糸島市有田568番地60
破産者　古川　　綾
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８２７号
福岡市城南区友丘３丁目11番2304号
破産者　三宅　　聡
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５８５号
福岡県古賀市青柳1869番地
破産者　藤本　　繁
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６１９号
福岡市中央区警固１丁目15番51―603号
破産者　白石　泰三
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７９２号
福岡市南区井尻３丁目23番24号、前住所福岡市南区柏原１丁目19番19号
破産者　阿部　節雄
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８９９号
福岡市博多区山王１丁目16番26号
破産者　芳川　眞章
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部